

日本、中国、ドイツ、EPO及び 米国における進歩性に関する裁判例の 統計分析及び若干の理論上の問題について (6)

時 井 真

序 論

第Ⅰ部 進歩性に関する若干の理論上の問題～進歩性の判断において、量的コントロール及び質的コントロールの要件を満たす唯一の理論というのは存在するであろうか？～

第1章 知的財産法の基礎理論と進歩性要件を結び付けて論じる機運の到来

第2章 具体的手法～二つの論点～

第3章 論点Ⅰ 発明者が実際には参照していない引用例の問題

第1節 文理解釈

第2節 法と経済学からの検討 (以上54号)

第3節 自然権論からの検討 (以上55号)

第4章 論点Ⅱ 有限的試験の概念 (以上56号)

第Ⅱ部 進歩性に関する裁判例の統計的分析

第1章 米国 (以上59号)

第2章 日本

第1節 はじめに

第2節 分析結果について (以上60号)

第3節 章末資料 (以上本号)

第3章 ドイツ及びEPO

第4章 中国

第Ⅲ部 最終結論及び若干の将来への課題

第 II 部 進歩性に関する裁判例の統計的分析

第 2 章 日本

第 3 節 章末資料

1 2004年について

[表]進歩性に関する裁判例の分類

all 221

	件数	割合%	類型の説明
I	27	12.2	I 単なる設計的事項等の論理付けに関する特許庁の審査基準に近いと思われる裁判例
II	76	34.4	II 「技術分野の関連性」「課題の共通性」「作用・機能の共通性」「引用発明の内容中の示唆」等から判断を行う点で、ほぼ特許庁の審査基準(動機付け)による処理に近いと思われる裁判例
III	78	37.1	III 対象発明と主引用例の間の差異を埋める技術が周知技術である旨を述べて簡単に対象発明が容易想到であるとする裁判例(従来型)
IV	28	14.5	IV 発明要旨の認定の誤りの有無が判示の大半を占める裁判例
V	6	2.7	V 対象発明と主引用例の間の技術的意義の差異を詳細に比較する裁判例
VI	13	5.9	VI 引用例の組合せでは、対象発明は組み上がらない旨を判示すると思われる裁判例
VII	4	1.8	技術的貢献説
VIII	1	0.5	VIII その他
IX	57	—	他要件

各類型に分類される裁判例を注釈で示す¹⁾。

¹⁾ I 単なる設計的事項等の論理付けに関する特許庁の審査基準に近いと思われる裁

判例 27件 :

東京高判平成16. 12. 27平成15(行ケ)588[柱の補強金具及び補強方法] 設計的事項、顕著な効果なし、東京高判平成16. 12. 27平成13(行ケ)278[カードゲーム玩具] 設計的事項、東京高判平成16. 11. 29平成15(行ケ)476[施肥播種機の位置調節装置] 設計的事項、東京高判平成16. 10. 27平成16(行ケ)64[パワーショベル] 単なる最適化、顕著な効果なし、東京高判平成16. 6. 29平成15(行ケ)261[自動洗髪機] 設計的事項、東京高判平成16. 6. 16平成15(行ケ)157[電子回路部品搭載用基板] 設計的事項、顕著な効果なし、東京高判平成16. 5. 31平成15(行ケ)489[生態系保護用自然石金網] 設計的事項、顕著な効果なし、東京高判平成16. 5. 25平成15(行ケ)381[ガスコック] 設計的事項、顕著な効果なし、大阪地判平成16. 6. 14平成15(ワ)608[貼り合せガラス基板の裁断方法及びその装置] 単なる設計的事項、顕著な効果なし、東京高判平成16. 10. 27平成16(行ケ)64[パワーショベル] 単なる最適化、顕著な効果なし、東京高判平成16. 10. 18平成16(行ケ)32[半導体パッケージ及びそのための方法] 単なる最適化、顕著な効果なし、東京高判平成16. 10. 6平成16(行ケ)117[アルミニウム製可搬式作業台] 単なる設計的事項、顕著な効果なし、東京高判平成16. 11. 17平成15(行ケ)561[動力伝達用チェーン、ガイドリンク及び動力伝達用チェーンの製造方法] 単なる設計変更、顕著な効果なし、東京高判平成16. 8. 9平成15(行ケ)345[物干竿に対するハンガーの係止装置] 設計的事項、東京高判平成16. 7. 22平成13(行ケ)357[導電性シームレスベルト] 単なる最適化、東京高判平成16. 7. 30平成15(行ケ)472[マイクロポンプの気体導流構造] 設計的事項、東京高判平成16. 7. 20平成15(行ケ)299[ダイセット用直動装置] 単なる最適化、顕著な効果なし、東京高判平成16. 7. 6平成14(行ケ)259[金属箔抵抗器] 設計的事項、顕著な効果なし、東京高判平成16. 1. 28平成15(行ケ)367[シールラベル] 単なる設計的事項、顕著な効果なし、東京高判平成16. 2. 26平成14(行ケ)544[高周波LC複合部品] 設計的事項、顕著な効果なし、東京高判平成16. 4. 27平成15(行ケ)413[斜板式圧縮機] 単なる設計的事項、顕著な効果なし、東京高判平成16. 4. 22平成15(行ケ)436[蔵型収納付き建物] 設計的事項、東京高判平成16. 3. 10平成15(行ケ)312[ハブを有するスピンロール成形されたブーリ及びその成形方法] 設計的事項、顕著な効果なし、東京高判平成16. 3. 31平成15(行ケ)385[地下構造物用補助梯子] 設計的事項、顕著な効果なし、東京高判平成16. 3. 25平成14(行ケ)317[パチンコ台の表示装置] 設計的事項、東京高判平成16. 3. 17平成15(行ケ)29[駐車設備付き建造物] 設計的事項、顕著な効果なし、東京高判平成16. 4. 8平成14(行ケ)262[多成分溶剤クリーニング系] 単なる設計的事項、顕著な効果なし。

II 「技術分野の関連性」「課題の共通性」「作用・機能の共通性」「引用発明の内容

中の示唆」等から判断を行う点で、ほぼ特許庁の審査基準（動機付け）による処理に近いと思われる裁判例 **76件**：

東京高判平成16. 6. 29平成15(行ケ)534[半割り式研磨ロール及びそのコア金具] 同一技術分野論、東京高判平成16. 6. 29平成15(行ケ)513 [回転式円筒研磨ブラシ] 同一技術分野、作用共通(引例間)、東京高判平成16. 5. 25平成14(行ケ)602[ガスコック] 一般的課題、東京高判平成16. 4. 22平成14(行ケ)206 [ゲート絶縁膜の形成方法] 一般的課題、顕著な効果なし、東京高判平成16. 4. 27平成14(行ケ)366「トナー」 一般的課題「そもそも、特許を受けようとする発明において、異なる課題・用途から、同一の構成が容易に想到できる場合は十分にあり得ることであるから、当該課題・用途自体が新規性を有するいわゆる『用途発明』などでない限り、容易に想到できる根拠とされた発明自体に当該課題・用途が明示されていないからといって、その構成が容易に想到される発明についてまで特許が認められるべき筋合いではない。本件発明が、トナーの不快臭気及び電氣的性質の改善のために、残存単量体の量を『200ppm以下』とする構成を採用したことが、当業者にとって容易に想到できること、耐塩ビ可塑性の改善がトナーの分野において公知の技術課題であることは、前示のとおりであるから、仮に、当該耐塩ビ可塑性の改善が各引用発明に明示されていないとしても、そのことによって、本件発明の進歩性が裏付けられるものではない。したがって、いずれにしても原告らの上記主張は採用することができない。」、東京高判平成16. 4. 14平成15(行ケ)431[マルチフォーカル眼用レンズ及びその製作方法] 示唆、東京高判平成16. 3. 3平成15(行ケ)464[ランプ及びランプの製造方法並びに照明装置] 引例間課題共通、東京高判平成16. 2. 23平成15(行ケ)275[薬剤吊り下げ装置] 引用例と請求項発明、技術分野共通、課題共通、東京高判平成16. 2. 27平成15(行ケ)294[地山固結工法 1] 一般的課題、東京高判平成16. 2. 27平成15(行ケ)278[地山固結工法 2] 一般的課題、東京高判平成16. 2. 27平成13(行ケ)487[音響電気変換器] 一般的課題、東京高判平成16. 2. 3平成14(行ケ)367[流体直径の小さい流路を具備する凝縮器] 一般的課題、東京高判平成16. 2. 2平成15(行ケ)219[M結像装置] 一般的課題(課題解決アプローチに近い)「以上の認定事実によれば、引用発明2は、非像形成部に付着した電荷が転写時、感光体表面と用紙間で放電するのを防止するために、照射装置を設けたものであり、この感光体表面と用紙間で発生する放電と、引用発明3における2つの面間で生ずる絶縁破壊とは、同じ現象であると認められる。そうすると、引用発明1のような中間転写部材を備える静電複写装置においても、感光体表面と中間転写部材との間に空気が存在する空隙がある限り、同様の放電が起こることは容易に予測され、その解決のために、引用発明1において、引用発明2に開示されている放電防止技術である照射装置による光照射を採用して、感光体表面を電氣的にほぼ中性の状態することは、当業者に

とって容易に想到し得ることといわなければならない。」、東京高判平成16.2.12平成13(行ケ)595[架橋性ポリエチレン組成物及び電線、ケーブル]一般的課題、東京高判平成16.1.29平成14(行ケ)177[小型船]一般的課題、東京高判平成16.2.4平成15(行ケ)54[自走式破砕機]同一分野論、東京高判平成16.2.2平成14(行ケ)656[乗用型草刈機のカッターの制動方法]同一技術分野論、東京高判平成16.1.20平成14(行ケ)343[積層塗膜の形成方法及び積層塗膜]同一技術分野、東京高判平成16.1.26平成15(行ケ)279[コンクリート構造物の亀裂における漏水個所探索方法及び補修方法]課題共通(引用例間、請求項発明)、東京高判平成16.1.22平成13(行ケ)480[標識照明システム及び方法]示唆、東京高判平成16.1.14平成15(行ケ)154[車両用交流発電機]阻害事由、東京高判平成16.3.31平成15(行ケ)221[背もたれ部の調整装置]同一技術分野論、東京高判平成16.3.25平成14(行ケ)318[パチンコ台の表示装置]同一技術分野論、東京高判平成16.3.11平成12(行ケ)64[開発支援特徴を具えるデータプロセッサ]示唆、東京高判平成16.3.30平成13(行ケ)423[ICカード]同一技術分野、課題、作用共通、顕著な効果なし、東京高判平成16.3.9平成13(行ケ)577[帯鋼の巻取装置]一般的課題、東京高判平成16.6.10平成13(行ケ)442[弾性体履板]同一分野、課題共通(引用例間)、顕著な効果なし、東京高判平成16.6.9平成15(行ケ)62[光学的に活性な5H-ピロロ(3、4-b)ピラジン誘導体、その製造及びそれを含有している薬学的組成物]顕著な効果なし、東京高判平成16.5.13平成14(行ケ)347[ヒートシンク装置]一般的課題、東京高判平成16.5.13平成13(行ケ)508[ヒートシンク装置]作用効果共通、大阪地判平成16.5.27平成14(ワ)6178[重炭酸透析用人工腎臓灌流剤の製造方法及び人工腎臓灌流剤]示唆なし、東京高判平成16.4.28平成14(行ケ)485[不飽和ポリエステル樹脂組成物、防水材組成物、それを用いる防水被覆構造体及び防水被覆工法]同一技術分野論、顕著な効果なし、東京高判平成16.5.12平成14(行ケ)604[自動弾丸供給機構付玩具銃]示唆(一部技術的貢献説)、東京高判平成16.6.14平成14(行ケ)520[プレート式熱交換器用ガスケット]同一技術分野、引用例間課題共通、東京高判平成16.12.27平成14(行ケ)394[ピソライト鉄鉱石を原料とする製鉄用焼結鉄及びその製造方法]阻害事由、東京高判平成16.12.22平成16(行ケ)81[ディスク駆動装置]課題、作用共通、東京高判平成16.12.22平成16(行ケ)45[ラップフィルムの収納箱]一般的課題、東京高判平成16.9.16平成15(行ケ)405[抗ウイルス性を有する置換1、3-オキサチオラン]一般的課題、東京高判平成16.9.14平成15(行ケ)216[写真像記録システムにおける処理方法]一般的課題、東京高判平成16.9.2平成15(行ケ)479[シリカ系グラウト材による砂地盤の耐震性向上方法]示唆、顕著な効果なし、東京高判平成16.7.20平成13(行ケ)167[改良されたスルーブットを有する真空処理装置]一般的課題「(7)原告は、特許庁の審査基準を挙げ、発明は全体として考察しなければならず、本件訂正発明

1の構成の各部分が、複数の引用文献に記載されていることをもって、その進歩性を否定することはできない、との主張をする。しかし、複数の相違点に係る構成について、個別に主引例にはない構成が周知技術であることを認定し、これを主引例に適用する動機付けがあると(あるいは、採用することは適宜選択できる設計事項にすぎないと)して、主引例の構成を改変し、特許性が問題となっている発明の構成に想到することが容易である、と認定する手法は、ごく一般的なものである。この手法が、原告がいうような、単に相違点に係る構成が複数の引用文献に記載されていることだけをもって、進歩性を否定するものではないことは明らかである」、東京高判平成16.9.6平成14(行ケ)86[オゾン水製造方法及び装置]同一技術分野論、東京高判平成16.5.31平成13(行ケ)510[半導体記憶装置のデータ書込み及び消去方法] 示唆、東京高判平成16.7.14平成15(行ケ)128[感放射線性樹脂組成物] 同一分野論、顕著な効果なし「本件発明1における含窒素塩基性化合物の具体例と重複するアミン化合物を、本件発明1で規定される添加量と十分重複する範囲内の添加量で含有させることにより、露光後の感度の安定性が高く、小点の再現性及び調子再現性が優れた感光性平版印刷版に使用する感光性組成物を提供できることが開示されていると認められるから、同じく化学増幅型感光性組成物であるポジ型レジストに適用した場合においても、露光後の感度の安定性の効果が得られることは、当業者が当然に予測し得ることである」、東京高判平成16.8.31平成14(行ケ)511[ランプソケット及び放電灯点灯装置] 同一技術分野、東京高判平成16.8.31平成15(行ケ)180[医療用容器] 示唆、東京高判平成16.8.31平成14(行ケ)511[ランプソケット及び放電灯点灯装置]同一技術分野論、東京高判平成16.7.30平成15(行ケ)473[マイクローンプ] 同一技術分野、作用共通、東京高判平成16.7.29平成15(行ケ)360[着色剤] 一般的課題、東京高判平成16.7.22平成14(行ケ)295[往復動型圧縮機] 一般的課題、東京高判平成16.7.12平成15(行ケ)459[自動車] 示唆、東京高判平成16.7.8平成14(行ケ)425[軸受部品の製造方法] 引例間課題共通、東京高判平成16.7.8平成15(行ケ)460[脂取り紙の製造法] 顕著な効果なし、東京高判平成16.12.21平成16(行ケ)133[偏向コイルの巻線機及び圧着用導電性部材] 正確な論理不明[原告の主張排斥型]、顕著な効果なし、東京高判平成16.12.8平成15(行ケ)576[歯車加工方法] 発明要旨、東京地判平成16.12.8平成16(ワ)8553[インクタンク及びインクタンクホルダ] 引用例発明と請求項発明の課題共通、東京高判平成16.11.30平成15(行ケ)590[包装され、含浸されたクリーニングファブリック及びその製造方法] 同一分野、作用共通、東京高判平成16.11.25平成15(行ケ)311[工具保持具] 引用例間課題共通、東京高判平成16.11.24平成14(行ケ)570[デジタルカメラおよび画像データ処理方法] 一般的課題、顕著な効果、東京高判平成16.11.15平成15(行ケ)480[ポピンホルダー] 一般的課題、東京高判平成16.11.16平成15(行ケ)423[高硬度材用管用テ

ーパタツプ] 引例間課題、分野共通、東京高判平成16. 11. 8 平成15(行ケ)468[使い捨てカイロ] 顕著な効果なし、東京高判平成16. 11. 1 平成15(行ケ)353[ヒンジ蓋付きパック] 一般的課題、顕著な効果なし、東京高判平成16. 10. 26平成15(行ケ)379[電子部品のリード浮きの検出方法] 同一技術、作用共通、東京高判平成16. 10. 25平成15(行ケ)589[圧力式指紋センサを用いた錠及びスイッチ] 引例間技術分野作用共通、東京高判平成16. 10. 20平成14(行ケ)647[適応データ速度及び/又は適応光パワーレベルを有するワイヤレス光通信システム] 引例間課題共通、東京高判平成16. 10. 18平成15(行ケ)30[基板処理装置] 同一技術分野、大阪地判平成16. 10. 4平成16(ワ)4[ストレッチフィルムによるトレー包装体] 一般的課題、東京高判平成16. 9. 30平成16(行ケ)66[光学的情報記録再生装置及び光学的情報再生装置]技術分野同一、引用例間課題共通、東京高判平成16. 10. 28平成16(行ケ)97[レンチキュラーレンズシート] 引用例間課題共通、東京高判平成16. 10. 28平成16(行ケ)121[ポリアルキレンテレフタレート系難燃性樹脂組成物] 技術分野同一、作用同一、東京高判平成16. 10. 28平成15(行ケ)404[電池用缶及び該缶形成材料] 示唆、東京高判平成16. 10. 28平成15(行ケ)363[カラー写真用現像処理装置及び現像処理方法] 一般的課題、東京高判平成16. 10. 27平成15(行ケ)451[椅子型マッサージ機] 技術分野作用共通、顕著な効果なし、東京高判平成16. 10. 27平成15(行ケ)20[法枠構築工法] 一般的課題、顕著な効果なし、東京高判平成16. 9. 28平成15(行ケ)227[可変容量圧縮機] 技術分野同一。

III 対象発明と主引用例の間の差異を埋める技術が周知技術である旨を述べて簡単に対象発明が容易想到であるとする裁判例(従来型) 78件 :

東京高判平成16. 11. 24平成16(行ケ)20[無線移動機] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 10. 19平成15(行ケ)302[スロットマシン] 従来型、東京高判平成16. 9. 27平成14(行ケ)525[表示システム] 従来型、東京高判平成16. 9. 22平成14(行ケ)630[使い捨てマスク] 従来型、東京高判平成16. 9. 22平成16(行ケ)31[再帰反射偏光子] 従来型、東京高判平成16. 10. 19平成13(行ケ)26等[電解オゾンを使用する水処理方法及び装置] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 9. 30平成15(行ケ)544[パチンコ機における表示装置] 従来型、東京高判平成16. 2. 27平成15(ネ)2732[地山固結工法] 従来型、東京高判平成16. 2. 26平成15(行ケ)35[採肉養鶏用飼料添加物] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 2. 25平成15(行ケ)110[分配用バルブ] 従来型、東京高判平成16. 2. 16. 平成15(行ケ)58[スロットマシンの抽選当り報知方法] 従来型、東京高判平成16. 2. 12平成15(行ケ)164[河川の曲線部における水流制御構造] 従来型、東京高判平成16. 2. 12平成13(行ケ)493[草刈機] 従来型、東京高判平成16. 1. 28平成15(行ケ)22[難燃性ポリカーボネート樹脂組成物] 従

来型、東京高判平成16. 1. 27平成14(行ケ)546 [コルゲーテッドパレット] 従来型、大阪地判平成16. 1. 20平成15(ワ)6256 [採光窓付き鋼製ドアの製造方法] 従来型、顕著な効果、東京高判平成16. 1. 15平成15(行ケ)276 [リトラクトビット] 従来型、顕著な効果、東京高判平成16. 10. 6平成15(行ケ)467 [アラキドン酸を含む真菌油] 従来型、東京高判平成16. 10. 6平成15(ネ)5415 [アルミニウム製過搬式作業台] 従来型、東京高判平成16. 9. 28平成16(行ケ)58 [使い捨て紙おむつ] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 9. 28平成16(行ケ)44 [使い捨て紙おむつ] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 4. 26平成15(行ケ)256 [pn接合型発光ダイオード] 従来型、東京高判平成16. 4. 23平成14(ワ)23590 [整列苗の分離装置における苗案内体] 従来型、東京高判平成16. 4. 20平成13(行ケ)543 [車体側部のエネルギー吸収構造] 従来型、大阪高判平成16. 3. 17平成15(ネ)3488 [合成樹脂製クリップ] 従来型、東京高判平成16. 3. 17平成15(行ケ)191 [車両用ミラー] 従来型、東京高判平成16. 3. 31平成15(ネ)2376 [無線タクシーの状況表示システム] 従来型、東京高判平成16. 4. 14平成14(行ケ)448 [マルチフォーカル眼用レンズ及びその製作方法] 従来型、東京高判平成16. 4. 8平成13(行ケ)133 [単一工法による地盤改良法であると共に地震時の砂質地盤の液状化を防止する工法] 従来型、東京高判平成16. 3. 23平成1(行ケ)458 [エアーマッサージ機]、東京高判平成16. 3. 23平成15(行ケ)137 [競争ゲーム装置及びその制御方法] 従来型、東京高判平成16. 7. 6平成14(行ケ)117 [チップ抵抗器] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 7. 6平成14(行ケ)550 [移動体使用の搬送設備] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 7. 6平成14(行ケ)115 [チップ抵抗器] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 6. 29平成14(行ケ)541 [遊戯台] 従来型、東京高判平成16. 5. 26平成15(行ケ)69 [一体化したマルチ・ディスプレイ型のオーバーレイ制御式通信ワークステーション] 従来型、顕著な効果、東京高判平成16. 6. 28平成15(行ケ)463 [改良されたコーナー保持性を有するアルミナ砥石車] 従来型、東京高判平成16. 6. 28平成15(行ケ)109 [三次元超音波画像作成装置] 従来型、東京高判平成16. 6. 28平成14(行ケ)620 [改良されたコーナー保持性を有するアルミナ砥石車] 従来型、東京高判平成16. 6. 24平成15(行ケ)163 [動力舵手装置] 従来型、東京高判平成16. 5. 31平成15(行ケ)175 [生態系保護用自然石金網] 従来型、東京高判平成16. 5. 13平成15(行ケ)310 [パチンコ台の表示装置] 従来型、東京高判平成16. 5. 31平成15(ネ)1118 [生態系保護用自然石金網] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 6. 24平成15(行ケ)253 [駆動力併用伝動装置を利用した発電装置] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 12. 27平成16(行ケ)266 [医療検査用カセット] 従来型、東京高判平成16. 12. 27平成16(行ケ)130 [耐有機溶剤性及び耐水性があり、熱、酸化及び加水分解に安全な光ファイバー用放射線硬化可能なコーティング、該コーティングで被覆された光ファイバー並びに該光ファイバーの製造方法] 従来型、顕著な効果なし

し、東京高判平成16. 12. 27平成15(行ケ)268[オンライン看護支援装置] 従来型、東京高判平成16. 12. 27平成15(行ケ)132[ゲーム装置] 従来型、東京高判平成16. 9. 28平成15(行ケ)90[塩味茹枝豆の冷凍品及びその包装品] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 10. 20平成15(行ケ)260[作業器具] 従来型、東京地判平成16. 10. 29平成15(ワ)2101[平面状光ファイバユニット] 従来型、大阪地判平成16. 10. 21平成13(ワ)9403[ナイフの加工装置] 従来型、東京高判平成16. 12. 24平成16(行ケ)54[分析方法、キット及び装置] 従来型、東京高判平成16. 11. 15平成16(行ケ)36[軸封装置] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 11. 15平成15(行ケ)186[サービスクラス自動ルーティング] 従来型、東京高判平成16. 10. 20平成16(行ケ)92[溶接用セラミックエンドタブ] 従来型 顕著な効果なし、東京高判平成16. 11. 25平成16(行ケ)100[位相板] 従来型、東京高判平成16. 11. 25平成15(行ケ)506[鍛造成形品及びその製造方法] 従来型、東京高判平成16. 11. 22平成15(行ケ)450[景品引渡システム] 従来型(正確には不明。原告主張排斥のみ)、東京高判平成16. 7. 8平成14(行ケ)91[薬液注入による砂地盤の固化改良工法] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 9. 15平成16(行ケ)84[電磁調理器用食器] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 9. 15平成16(行ケ)19[歯科情報処理方法及び装置] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 9. 15平成13(行ケ)159[歯科情報処理方法及び装置] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 9. 8平成14(行ケ)349[オゾン発生器] 従来型。この時代のもは、構成が開示されていることをもって動機付けがあるとしている。東京高判平成16. 7. 8平成13(行ケ)415[パチンコ機] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 9. 6平成15(行ケ)443[焼成用ラック及び焼成方法] 従来型、東京高判平成16. 9. 6平成15(行ケ)211[オゾン水製造方法及び装置] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 9. 8平成15(行ケ)27[変調方式とそれを用いた無線通信システム] 従来型、東京高判平成16. 9. 6平成15(行ケ)462[二次元座標測定機] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 8. 31平成15(行ケ)44[ネットワークファクシミリ] 従来型、東京高判平成16. 8. 31平成15(行ケ)177[積層波長板、円偏光板及び液晶表示装置] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 7. 29平成15(行ケ)326[水産養殖用固形飼料の製造方法] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 7. 28平成15(行ケ)243[半導体基質を無接触的に処理する方法及び装置] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 8. 24平成15(行ケ)449[光学的情報記録及び／又は再生装置] 従来型、東京高判平成16. 7. 22平成15(行ケ)474[リウマチ治療剤] 従来型、東京高判平成16. 8. 24平成15(行ケ)410[上辺側部に平面部を有する医療用ハンドピース] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 7. 22平成14(行ケ)52[身体装着可能なコンピュータ] 従来型、顕著な効果なし、東京高判平成16. 7. 22平成15(行ケ)198[燃料電池発電システム] 従来型。

IV 発明要旨の認定の誤りの有無が判示の大半を占める裁判例 28件：

東京高判平成16. 12. 27平成16(行ケ)126[養魚粉末飼料用添加物及び養魚用飼料] 発明要旨(正確には原告の主張を排斥するのみで不明)、東京高判平成16. 12. 27平成15(行ケ)31[ハンドフリーコンピュータ装置とハンドフリーで情報を検索及び表示するための方法] 発明要旨、東京高判平成16. 4. 26平成15(行ケ)12[軸受用鋼及び転がり軸受] 発明要旨、東京高判平成16. 4. 19平成14(行ケ)480[ビデオ信制御装置]、発明要旨、東京高判平成16. 3. 10平成14(行ケ)585[ゴミ発電方法] 発明要旨、顕著な効果なし、東京高判平成16. 4. 8 平成13(行ケ)335[カメラの露出演算装置] 発明要旨、東京高判平成16. 4. 19平成15(行ケ)263[粉末茶含有食品の褐変防止方法及び褐変が防止された透明容器入り抹茶飲料] 発明要旨、東京高判平成16. 4. 14平成15(行ケ)149[ポンピングカセットを使用する腹膜透析システム] 発明要旨、東京高判平成16. 3. 22平成15(行ケ)409[焼酎蒸留残渣から飲料を製造する方法及び焼酎蒸留残渣から製造された飲料] 発明要旨、東京高判平成16. 12. 20平成15(行ケ)442[新規生理活性物質、その製造方法及び鎮痛、鎮静、抗アレルギー作用を有する医薬] 発明要旨、東京高判平成16. 9. 8 平成16(行ケ)112[高圧処理穀類及びその製造方法] 発明要旨認定、顕著な効果なし、東京高判平成16. 8. 24平成15(行ケ)453[加圧ベルト] 発明要旨、東京高判平成16. 7. 21平成15(ネ)2130[加圧処理米の製造方法及び調理用容器] 発明要旨認定、東京高判平成16. 10. 18平成15(行ケ)373[流体制御器] 発明要旨認定、顕著な効果なし、東京高判平成16. 10. 26平成15(行ケ)396[チャンネル符化/復装置及び方法] 発明要旨認定、東京高判平成16. 9. 30平成15(行ケ)383[回転体及びこれを用いた機械] 発明要旨認定、東京高判平成16. 9. 30平成14(行ケ)529[テレビジョンスケジュールシステムのユーザーインタフェース] 発明要旨認定、東京高判平成16. 9. 28平成16(行ケ)21[地割自由瓦及び地割自由瓦の施工方法] 発明要旨、東京高判平成16. 9. 30平成15(行ケ)475[研磨パッド] 発明要旨認定、東京高判平成16. 12. 15平成16(行ケ)138[硬質の樹脂] 発明要旨認定、東京高判平成16. 10. 20平成15(行ケ)11[環境状況計測方法及びその装置並びに環境状況改善測定方法及びその装置] 発明要旨、東京高判平成16. 11. 29平成16(行ケ)53[密封包装物の検査方法] 発明要旨認定、東京高判平成16. 2. 25平成14(行ケ)352[プローブステーション及びレーザー切断のための多波長レーザー光学システム] 発明要旨、東京高判平成16. 2. 5 平成14(行ケ)431[多層フェイスストック] 発明要旨、東京高判平成16. 1. 14平成14(行ケ)587[冷凍装置、及び熱交換機] 発明要旨、東京高判平成16. 1. 30平成14(行ケ)226[ディスクプレーヤのための振動吸収システム] 発明要旨、東京高判平成16. 11. 25平成16(行ケ)30[少なくとも1つのグラフト化シリコンポリマー及びアニオンポリマーとカチオンポリマーとの少なくとも1つの組合せ物を含む化粧品組成物] 発明要旨、東京高判平成16. 11. 22平成15(行ケ)546[携帯電話装置] 発明要旨認定。

V 対象発明と主引用例の間の技術的意義の差異を詳細に比較する裁判例 6件 :

東京高判平成16. 11. 8 平成15(行ケ)105 [内燃機関用スパークプラグ] 引例と請求項発明で技術的意義が逆、東京高判平成16. 10. 28平成16(行ケ)82 [液晶表示素子の製造方法] 引例間技術思想逆、東京地判平成16. 3. 4 平成10(ワ)10031 [偏向コイルの巻線機及び圧着用導電性部材] 請求項発明と引例の基本思想同じ、東京高判平成16. 7. 6 平成14(行ケ)645 [電気掃除機] 技術思想共通 (請求項発明と引例間)、東京高判平成16. 6. 9 平成15(行ケ)152 [重量物吊上げ用フック装置] 技術思想が異なる (請求項発明と引例間) 「主引用例から出発して不必要なことをして請求項発明に到達する場合は進歩性がない。そうすると、荷重のほとんど掛からない状態でのフックの離脱に関する甲5発明と、荷重を強く受けた状態で、その荷重に抗してフックを抜去する、本件発明1における上記『フック装置[F]の重量物からの抜去を助力するための』との構成とは、技術的意義が大きく異なり、甲5発明においては、強い荷重に抗してフック先端を除去するという目的も、そのようにする必要性も認められないから、原告の主張するとおり、本件特許出願当時、甲5発明が周知であったとしても、当業者が、甲5発明から、本件発明1における上記『フック装置[F]の重量物からの抜去を助力するための』との構成を容易に想到するものとは認め難いというべきである」。東京高判平成16. 7. 30平成15(行ケ)222 [ゲーム装置] 技術思想逆。

VI 引用例の組合せでは、対象発明は組み上がらない旨を判示すると思われる裁判例 13件 :

東京高判平成16. 12. 16平成16(行ケ)29 [良好な結合性を備えた混合多層吸収構造体を有する吸収物品]、大阪地判平成16. 4. 27平成15(ワ)860 [点検口の蓋の取付方法とその方法に使用される取付具] 組み上がらない、東京高判平成16. 3. 11平成15(行ケ)115 [落石等を受け止め、その高運動エネルギーを吸収する防護装置]、東京高判平成16. 5. 31平成14(行ケ)363 [ガソリンエンジン用燃料油] 発明要旨認定、東京高判平成16. 5. 19平成15(行ケ)388 [圧流体シリンダ]、東京高判平成16. 5. 12平成15(行ケ)455 [舗装道路用ドレン]、東京高判平成16. 10. 13平成15(行ケ)106 [コンディショナの製造方法]、東京高判平成16. 2. 25平成15(行ケ)158 [タックステッチメッシュによって形成されたガードル及びタイツ用ガードル]、東京地判平成16. 2. 20平成14(ワ)12858 [自動弾丸供給機構付玩具銃]、東京高判平成16. 1. 30平成14(行ケ)211 [炭素フィブリル]、東京高判平成16. 9. 30平成16(ネ)1436 [自動弾丸供給機構付玩具銃] 組み上がらないことを前提に、「また、単に、課題の共通性や作用・機能の共通性から、相違点1ないし3に係る構成に容易に想到し得るということもできない。引用発明に乙6文献及び乙11文献記載の公知技術を適用しても、本件発明1の構

成、特に相違点2、3に係る構成に容易に想到し得るものと認めることはできない。」とする。東京高判平成16.11.8平成15(行ケ)498[3-5族化合物半導体結晶の製造方法]、東京高判平成16.7.22平成15(行ケ)484[発振回路]。

VII 技術的貢献説 4件：

東京高判平成16.9.22平成14(行ケ)251[顕微鏡、特に手術用顕微鏡]技術的貢献説(と位置付ける)、東京高判平成16.2.27平成15(ネ)1223[生体高分子ーリガンド分子の安定複合体構造の探索方法]技術的貢献説、東京高判平成16.2.12平成14(行ケ)495[止め輪の製造方法]不利な技術になる場合も、容易想到とした(ただし、不利な内容をいかに克服したのかの記載があれば別論ともとれる。技術的貢献説)、東京高判平成16.9.16平成15(行ケ)318[微生物油混合物及びその使用]。

VIII その他 1件：

東京高判平成16.2.9平成14(行ケ)416[油圧式作業機械の油圧回路]。

IX 他要件 57件：

大阪地判平成16.9.6平成15(ワ)10882[ケース]侵害論のみ、東京地判平成16.8.31平成15(ワ)18830[アイコン]侵害論のみ、大阪地判平成16.7.26平成14(ワ)13527[置棚]新規性のみ、東京地判平成16.7.14平成16(ワ)1052[軟弱地盤の改良工法及びその改良施行装置]侵害論、大阪地判平成16.6.24平成15(ワ)4287[プレス用金型]均等論、大阪地判平成16.6.24平成15(ワ)4285[プレス用金型]均等論、東京地判平成16.6.23平成15(ワ)23648[軟弱地盤の改良工法及びその改良施行装置]侵害論のみ、東京地判平成16.6.18平成15(ワ)7621[ポリイミド膜]侵害論のみ、東京高判平成16.4.28平成15(ネ)3034[形態学的に均質型のチアゾール誘導体の製造方法]均等論、東京高判平成16.4.28平成15(ネ)1112[形態学的に均質型のチアゾール誘導体の製造方法]均等論、東京地判平成16.4.28平成15(ワ)9102[非水系二次電池]均等論、東京地判平成16.4.28平成14(ワ)25924[均等論]、東京地判平成16.4.23平成15(ワ)9215[侵害論]、東京地判平成16.4.23平成14(ワ)6035[プリント基板用治具に用いるクリップ]侵害論、東京高判平成16.4.22平成15(行ケ)538[フェンス]他法、東京高判平成16.4.21平成15(行ケ)416[ウィング付き収納ボックスとこれに用いるオートロック装置及びデッドボルト]手続、東京地判平成16.4.14平成14(ワ)17983[プラスチック製インジェクション容器の製法]侵害論、大阪地判平成16.3.25平成12(ワ)5238[生体内分解吸収性外科用材料及びその製造法]均等論、東京高判平成16.3.24平成14(行ケ)213[マイクロバブル]新規性、東京高判平成16.3.23平成15(行ケ)43[金属触媒担体を膠着しろう付けする方法]手続、東京高判

平成16. 6. 16平成14(行ケ)217[車両形クレーンのジブ格納装置]新規事項追加、東京高判平成16. 6. 2 平成15(行ケ)566[収納ケース]他法、東京高判平成16. 6. 2 平成15(行ケ)565[収納ケース]他法、大阪高判平成16. 5. 28平成14(ネ)3649[筋組織状こんにゃくの製造方法及びそれに用いる製造装置]他要件、東京地判平成16. 5. 28平成15(ワ)16055[防波堤用異形コンクリートブロック及びその製造方法]均等論、東京地判平成16. 5. 14平成13(ワ)12933[交換レンズ]侵害論、補正、東京高判平成16. 7. 7 平成14(行ケ)298[イエロートナー]新規性、東京高判平成16. 12. 28平成15(行ケ)548[育苗用ポット]他要件(分割出願)、東京高判平成16. 12. 21平成16(行ケ)78[重炭酸透析用人工腎臓灌流用剤の製造方法及び人工腎臓灌流用剤]侵害論のみ、東京高判平成16. 12. 21平成16(行ケ)7[HORTILUX]他法、東京高判平成16. 10. 19平成13(行ケ)26[電解オゾンを使用する水処理方法及び装置]手続、大阪地判平成16. 10. 15平成16(ネ)648[採光窓付き鋼製ドアの製造方法]他法、東京地判平成16. 3. 5 平成15(ワ)6742[包装ラベル付き細口瓶]侵害論のみ、大阪地判平成16. 3. 4 平成14(ワ)9549[小物物品検査装置]侵害論のみ、東京地判平成16. 2. 26平成15(ワ)15702[レンズ付きフィルムユニット及びその製造方法]他法、東京地判平成16. 2. 25平成14(ワ)16268[改善された組合せの極限引張強さ、電気伝導性および耐力力緩和性を有する電気コネクタ用銅合金]均等論、東京地判平成16. 2. 20平成14(ワ)12867[自動弾丸供給機構付玩具銃]侵害論、東京高判平成16. 2. 13平成13(行ケ)587[加熱蒸散殺虫方法]補正、大阪地判平成16. 2. 10平成11(ワ)3012[サーマルヘッド用印刷回路基板]侵害論、大阪高判平成16. 2. 6 東京高判平成15(ネ)2115[形態学的に均質型のチアゾール誘導体の製造方法]侵害論のみ、東京地判平成16. 1. 30平成13(ワ)17772[青色発光ダイオード特許権持分確認請求訴訟一審判決]対価請求、東京地判平成16. 1. 21平成14(ワ)28217[伸縮脚の固定装置]侵害論、東京地判平成16. 1. 20平成14(ワ)16739[電磁波シールドプラスチック成形品]侵害論、大阪地判平成16. 1. 15平成14(ワ)12410[ポスト用異物収集装置]均等論、東京地判平成16. 10. 15平成15(ワ)27382[工事用可搬式歩廊]侵害論、大阪高判平成16. 10. 8平成16(ネ)1042[小物物品検査装置]侵害論のみ、東京高判平成16. 10. 26平成16(ネ)3911[軟弱地盤の改良工法及びその改良施行装置]均等論、大阪地判平成16. 12. 21平成16(ワ)3640[無停電性スイッチングレギュレータ]均等論、東京地判平成16. 11. 26平成16(ワ)1569[配管被覆構造]均等論、大阪地判平成16. 10. 21平成14(ワ)10511[酸素発生陽極及びその製法]侵害論のみ、東京高判平成16. 11. 25平成15(行ケ)214[ゲーム装置]他要件、東京高判平成16. 11. 24平成14(ネ)6311[ファイアーエムブレム]他法、東京高判平成16. 10. 20平成15(行ケ)91[便座カバー]分割要件、大阪地判平成16. 11. 18平成14(ワ)12523[魚貝類処理装置]侵害論のみ、大阪地判平成16. 11. 15平成15(ワ)11483[杭圧入引抜機]均等論、東京高判平成16. 10. 27平成16(ネ)3458[防波堤用異

2 2014年について

[表]進歩性に関する裁判例の分類

all 140

	件数	割合%	類型の説明
I	16	11.4	I 単なる設計的事項等の論理付けに関する特許庁の審査基準に近いと思われる裁判例
II	71	50.7	II 「技術分野の関連性」「課題の共通性」「作用・機能の共通性」「引用発明の内容中の示唆」等から判断を行う点で、ほぼ特許庁の審査基準（動機付け）による処理に近いと思われる裁判例
III	25	17.9	III 対象発明と主引用例の間の差異を埋める技術が周知技術である旨を述べて簡単に対象発明が容易想到であるとする裁判例（従来型）
IV	9	6.4	IV 発明要旨の認定の誤りの有無が判示の大半を占める裁判例
V	5	3.6	V 対象発明と主引用例の間の技術的意義の差異を詳細に比較する裁判例
VI	12	8.6	VI 引用例の組合せでは、対象発明は組み上がらない旨を判示すると思われる裁判例
VII	1	0.7	技術的貢献説
VIII	1	0.7	VIII その他
IX	42	—	他要件

各類型の裁判例を注釈で記載する²。

形コンクリートブロック]均等論、東京地判平成16.10.29平成15(ワ)27420[文書作成装置及び文書作成方法]侵害論。

² I 単なる設計的事項等の論理付けに関する特許庁の審査基準に近いと思われる裁判例 [16件]：

知財高判平成26. 10. 29平成25(行ケ)10297 [超小型節電冷暖房装置] 単なる設計変更、知財高判平成26. 10. 22平成26(行ケ)10051 [ビル改修受注用情報処理装置及び方法] 単なる設計の事項、知財高判平成26. 10. 20平成25(行ケ)10316 [携帯情報処理装置] 単なる設計の事項、大阪地判平成26. 10. 16平成25(ワ)4103 [個人情報保護システム、処理装置及び記録媒体] 単なる組合せ、知財高判平成26. 10. 9平成25(行ケ)10347 [水晶ユニットの製造方法] 設計の事項、知財高判平成26. 9. 11平成25(行ケ)10312 [ダッシュボードに携帯情報通信装置用クレードルと車載ユニットを備える自動車、及び、該自動車とともに使用される携帯情報通信装置] 設計の事項、知財高判平成26. 7. 23平成25(行ケ)10279 [短縮化カンチレバーを備えたSPMプローブ及びSPMプローブの製造方法] 単なる最適化、知財高判平成26. 7. 16平成25(行ケ)10331 [移動体の操作傾向解析方法、運行管理システム及びその構成装置、記録媒体] 設計の事項、知財高判平成26. 6. 30平成26(行ケ)10033 [外径1.4mmの灌流スリーブ] 設計の事項、知財高判平成26. 4. 23平成25(行ケ)10247 [電解コンデンサ] 設計の事項、知財高判平成26. 3. 12平成25(行ケ)10194 [対話式及び個人専用の計画、介入及び報告能力を含む体重及び他の生理学的状態のモニター及び管理システム] 設計の事項、知財高判平成26. 2. 19平成24(行ケ)10423 [高速凝結性セメント組成物] 単なる最適化、知財高判平成26. 3. 4平成25(行ケ)10219 [車両用液量指示計器] 設計の事項(ではない)、知財高判平成26. 1. 30平成25(行ケ)10111 [改善された衣類のような特徴を有する吸収性物品] 設計の事項、知財高判平成26. 1. 30平成25(行ケ)10054 [化学的機械研磨装置で使用するのみぞ付パターンを有する研磨パッド] 設計の事項、知財高判平成26. 1. 30平成25(行ケ)10146 [傾斜させられたフラットウェブを備えたカバーリング] 設計の事項。

II 「技術分野の関連性」「課題の共通性」「作用・機能の共通性」「引用発明の内容中の示唆」等から判断を行う点で、ほぼ特許庁の審査基準(動機付け)による処理に近いと思われる裁判例 71件 :

知財高判平成26. 12. 24平成26(行ケ)10095 [果菜自動選別装置]、知財高判平成26. 12. 24平成26(行ケ)10071 [果菜自動選別装置用果菜載せ体と、果菜自動選別装置と、果菜自動選別方法]、知財高判平成26. 12. 24平成26(行ケ)10107 [抵抗付温度ヒューズ] 明確に「引用例間で作用効果共通」と判示するわけではないが、主引用例の作用の一つが(耐熱性)、副引用例も「さらにその内側封止部8と空隙10をもたせて外側ケース9で覆うと、低融点金属体5の表面を保護し、低融点金属体5が所定温度に加熱された場合の溶断の確実性を確保することができることの開示があること(段落【0028】)」として同種の課題及びその解決手段であるために、本判決をII型に分類した。知財高判平成26. 12. 24平成26(行ケ)10083 [遺体用液体漏出防止剤の供給管]、知財高判平成26. 12. 18平成26(行ケ)10034 [MOSFET用の駆動回路及び

方法]、知財高判平成26. 12. 24平成26(行ケ)10042[半導体装置]、東京地判平成26. 12. 24平成25(ワ)23702[美顔器]、知財高判平成26. 12. 18平成26(行ケ)10059[ヨーロホールを含有する乾燥リポソーム製薬組成物を含むパッケージ及び同組成物を適用する方法]、知財高判平成26. 12. 18平成26(行ケ)10020[太陽電池のバックシート]、知財高判平成26. 12. 9平成26(行ケ)10117・10123[食品の風味向上法]、知財高判平成26. 11. 27平成25(行ケ)10234[基板製品を製造する方法] 阻害事由、知財高判平成26. 11. 26平成26(ネ)10048[車両用監視装置] 課題共通、知財高判平成26. 11. 13平成25(行ケ)10338[卓上切断機] 課題共通、知財高判平成26. 11. 5平成26(行ケ)10061[熱間圧延用複合ロール、熱間圧延用複合ロールの製造方法及び熱間圧延方法] 示唆なし、知財高判平成26. 10. 30平成25(行ケ)10244[ダクタイル鋳物用熔融鉄の溶製設備] 同一分野、作用共通、課題共通、進歩性否定、知財高判平成26. 10. 20平成26(行ケ)10030[印刷物] 示唆、課題共通ほか、知財高判平成26. 10. 15平成26(行ケ)10035[低エネルギー消費の脱着装置とその除湿装置] 顕著な効果なし、知財高判平成26. 9. 25平成26(行ケ)10008[エレクトロポレーション法による外来遺伝子導入法] 示唆、東京地判平成26. 9. 25平成25(ワ)25813[美容器] 顕著な効果なし、知財高判平成26. 9. 11平成25(行ケ)10276[ポイント総合管理システム] 課題共通、顕著な効果なし、東京地判平成26. 9. 25平成25(ワ)4303[経皮吸収製剤、経皮吸収製剤保持シート、及び経皮吸収製剤保持用具] 乙13発明と乙16文献に記載された発明は、技術分野、解決すべき課題及び課題解決原理が共通、知財高判平成26. 9. 17平成25(行ケ)10227[共焦点分光分析] 阻害事由、一般的課題、「甲1、甲3によれば、ラマン分光装置において、サンプルに光を照射するのと、サンプルからの散乱光を集光するのと同じのレンズを用いることは、周知技術であったと認められ、このような構成に置換することに何ら阻害要因はなく、構成を簡単にするという十分な動機付けも存するから、相違点5に係る構成は当業者にとって容易想到であったと認められる」。知財高判平成26. 9. 17平成25(ネ)10090[共焦点分光分析] 一般的課題、知財高判平成26. 9. 11平成26(行ケ)10009[大盤用磁石付基石] 課題共通、知財高判平成26. 9. 11平成25(行ケ)10318[ルミネセンス変換層を備えた発光ダイオード光源を製造するための方法] 同一技術分野、作用共通、知財高判平成26. 9. 11平成25(行ケ)10275[加硫ゴム組成物、空気入りタイヤ及びこれらの製造方法] 示唆、知財高判平成26. 8. 28平成25(行ケ)10290[微小球状金属粒子の製造方法] 作用効果課題共通、知財高判平成26. 8. 28平成25(行ケ)10314[化粧品用容器] 一般的課題、知財高判平成26. 8. 7平成25(行ケ)10319[エレベータ装置] 一般的課題、知財高判平成26. 8. 7平成26(行ケ)10019[眼の光力学的治療による視力改善用組成物] 顕著な効果なし、一直線、東京地判平成26. 7. 23平成24(ワ)14652[洗濯機] 示唆など、知財高判平成26. 7. 17平成25(行ケ)10245[脱硫ゴム及び方法阻害事由]、知財高判平成26. 7. 17平成25(行

ケ)10242[照明装置]課題が異なる、阻害事由、知財高判平成26.7.17平成25(行ケ)10269[エレベータ]一般的課題、顕著な効果なし、知財高判平成26.7.16平成25(行ケ)10089[2室容器入り経静脈用総合栄養輸液製剤]阻害事由、知財高判平成26.7.9平成25(行ケ)10239[スピネル型マンガン酸リチウムの製造方法]一般的課題、知財高判平成26.6.26平成25(行ケ)10216・10218[フッ素置換オレフィンを含有する組成物]顕著な効果なし、知財高判平成26.6.26平成25(行ケ)10217[フッ素置換オレフィンを含有する組成物]顕著な効果なし、阻害事由なし、知財高判平成26.6.25平成25(行ケ)10057[移動無線網で作動される移動局および移動局の作動方法]、知財高判平成26.6.10平成25(行ケ)10313[高吸水高乾燥性パイルマット]課題共通(ただし既に主引用例の課題が解決しているため組み合わせる動機無しとされた)、知財高判平成26.5.29平成25(行ケ)10200[菜種ミールの製造方法]顕著な効果に触れるも議論せず、知財高判平成26.5.28平成25(行ケ)10270[Vリブドベルト]課題が解決していることを確認しつつ、その課題解決手段に到達する動機があるという、EPOのグループ2に近い判決である。知財高判平成26.5.28平成25(行ケ)10221[印刷用ブロック共重合ポリイミドインク組成物]示唆あり、知財高判平成26.4.24平成25(行ケ)10088[窒化インジウムガリウム半導体の成長方法]、知財高判平成26.4.24平成25(行ケ)10259[帯電微粒子水によるエチレンガスの除去方法及びエチレンガス除去装置]作用効果共通、同一技術分野(請求項発明、引用例発明間で)、知財高判平成26.4.24平成25(行ケ)10249[ウェブ上の情報源及びサービスにアクセスする方法及び装置]同一技術分野論 同一文献、知財高判平成26.4.24平成25(行ケ)10086[接触操作型入力装置及びその電子部品]阻害事由等、知財高判平成26.3.26平成25(行ケ)10252[洗濯物の型崩れ防止用洗濯補助具]同一技術分野論、知財高判平成26.4.23平成25(行ケ)10235[気体燃料用インジェクタ]同一技術分野、実質的に阻害事由、知財高判平成26.4.16平成25(行ケ)10207[認証代行装置]阻害事由、平成26.4.16平成25(行ケ)10191[重合被覆金属管]、知財高判平成26.3.26平成25(行ケ)10213[使用済み紙オムツの処理方法]、知財高判平成26.3.26平成25(行ケ)10176[全方向性傾斜及び振動センサ]同一技術分野論、知財高判平成26.3.26平成25(行ケ)10079[窒化物半導体発光ダイオードの製造方法]、知財高判平成26.3.26平成25(行ケ)10071[半導体発光素子]示唆、知財高判平成26.3.25平成25(行ケ)10278[安全エレベータ]一般的課題、知財高判平成26.3.25平成25(行ケ)10214[ソレノイド駆動ポンプの制御回路]示唆、東京地判平成26.3.20平成24(ワ)24822[動物用排尿処理材]阻害事由、顕著な効果なし、知財高判平成26.2.27平成25(行ケ)10102[膜分離用スライム防止剤及び膜分離方法]、知財高判平成26.3.26平成25(行ケ)10079[窒化物半導体発光ダイオードの製造方法等]、知財高判平成26.3.26平成25(行ケ)10071[半導体発光素子]示唆、知財高判平成26.2.27平成25(行ケ)10047[X線装

置及び医用設備]作用効果共通、東京地判平成26.2.21平成23(ワ)12196[車椅子]示唆、東京地判平成26.2.21平成21(ワ)14726[車椅子]示唆も同趣旨、知財高判平成26.2.19平成25(行ケ)10133[R-Fe-B系希土類焼結磁石及びその製造方法]示唆、知財高判平成26.2.19平成25(行ケ)10132[R-Fe-B系希土類焼結磁石及びその製造方法]示唆、知財高判平成26.2.19平成25(行ケ)10129[美容処理におけるジドロカルコンに富むフェノール性画分の使用]示唆、東京地判平成26.2.14平成23(ワ)16885[超音波モータと振動検出器とを備えた装置]示唆、大阪地判平成26.2.6平成24(ワ)7887[サイホン式雨水排水装置]技術分野同一論、知財高判平成26.1.30平成24(行ケ)10416[内蔵アンテナを有した電子機器]一般的課題、知財高判平成26.1.22平成25(行ケ)10128[ループパイル保持体]示唆。

Ⅲ 対象発明と主引用例の間の差異を埋める技術が周知技術である旨を述べて簡単に対象発明が容易想到であるとする裁判例(従来型) 25件：

知財高判平成26.11.27平成25(行ケ)10283[車上/地上間情報伝送装置]主引用例+技術常識、知財高判平成26.10.29平成26(行ケ)10043[車両トランスミッションをシフトするためのシフト装置]示唆だが、同一技術分野論、作用効果共通設計的事項など、知財高判平成26.11.26平成26(行ケ)10013[車両用監視装置]引用例+周知技術、知財高判平成26.11.4平成26(行ケ)10046[ダイヤグラムリーフレット及びその作成方法]課題共通とも読みうる、知財高判平成26.10.27平成25(行ケ)10211[細胞応答のリアルタイム測定]引用例+周知技術、東京地判平成26.10.23平成26(行ケ)377[放電焼結装置]、知財高判平成26.10.22平成25(行ケ)10237[太陽電池パネル用端子ボックス]引用例+周知技術、知財高判平成26.10.6平成26(行ケ)10109[処理実行プログラム]引用例+技術常識、知財高判平成26.9.17平成26(行ケ)10005[太陽電池ユニット、太陽電池セルの接続方法、太陽電池セルの接続構造及び太陽電池セル接続用導通材]引用例+周知技術、知財高判平成26.8.7平成25(行ケ)10309[磁気光学センサ]従来型、東京地判平成26.7.17平成25(ワ)7569[吸着搬送装置及びそれに用いる流路切換ユニット]従来型、知財高判平成26.6.25平成25(行ケ)10260[基板を検査する装置]従来型、知財高判平成26.5.29平成25(ネ)10069[ソレノイド駆動ポンプの制御回路]従来型、知財高判平成26.5.7平成25(行ケ)10268[放射能除染装置及び放射能除染方法]従来型(引用例+周知技術)、なお、本件清水判決では、「原告は、特許法29条1項3に規定する『発明』は、所定の効果を奏するものでなければならないが、引用例2には、水素水による除染は従来の水道水による除染よりも除染効果が劣ることが記載されており、全く効果を奏するものではなく、引用例2記載事項は発明に該当しないと主張する。

しかし、特許法29条1項3及び同条2項における『発明』は、同法2条1項の定

義によるものと解されるから、『自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの』であれば足り、課題を解決する方法として、一定の効果を有するものであれば足り、従来技術よりも優れた効果を奏するものでなければならぬと解する必要はない。上記のとおり、引用例 2 には、水素水を洗浄液として用いた場合に、標準土壌 B との比較において、土壌に含まれる放射性セシウムが減少し、除染の効果を奏することが理解できるのであるから、水道水による除染よりも効果が劣るとしても、原告主張のように全く効果を奏しないものではなく、原告の主張は採用できない。」とあるが、課題解決＝従来技術に貢献であっても、優れている＝全く同じ意義で貢献、ではない。知財高判平成26. 4. 16平成25(行ケ)10302 [CATV用光受信機のAGC方法]、知財高判平成26. 3. 26平成24(行ケ)10406 [ソフトウェアモジュールの組合せによってDSPコードを生成する装置及びその方法] 従来型 [引用例+周知技術]、知財高判平成26. 2. 26平成25(行ケ)10192 [MLMにおけるリクルート方法] 従来型、知財高判平成26. 2. 19平成25(行ケ)10104 [液晶表示装置用アレイ基板及びその製造方法、液晶表示装置用薄膜トランジスタ及びその製造方法並びに液晶表示装置] 従来型、東京地判平成26. 2. 20平成22(ワ)20084 [レーザ加工装置] 従来型、知財高判平成26. 2. 12平成25(行ケ)10173 [天然鉱石を使用した還元水の製造方法] 従来型、知財高判平成26. 2. 5平成25(行ケ)10131 [フィッシング詐欺防止システムにおける本人確認迅速化補助システム] 従来型、知財高判平成26. 2. 3平成25(行ケ)10150 [無線ネットワークを経由して無線通信端末間でメッセージ交換セッションを処理するための方法] 従来型、知財高判平成26. 1. 29平成25(行ケ)10039 [合わせガラス用中間膜及び合わせガラス] 従来型、なお他の相違点にて顕著な効果を否定、知財高判平成26. 1. 27平成25(行ケ)10155 [車椅子 I] 従来型、知財高判平成26. 1. 27平成24(ネ)10049 [車椅子 II] 従来型。

IV 発明要旨の認定の誤りの有無が判示の大半を占める裁判例 9件：

知財高判平成26. 12. 24平成26(行ケ)10103 [固体麴の製造方法]、知財高判平成26. 12. 24平成26(行ケ)10024 [ヘルペスの治療のためのPVP-ヨウ素リポソームの使用]、東京地判平成26. 11. 26平成25(ワ)2421 [タッチパネル手段を備える携帯情報処理装置及び該携帯情報処理装置用プログラム]、知財高判平成26. 9. 25平成25(行ケ)10317 [操作抵抗を具備する燃料サプライシステム]、知財高判平成26. 8. 6平成25(行ケ)10333 [エレベータ装置] 一致点相違点の認定のみ、知財高判平成26. 6. 25平成25(行ケ)10260 [基板を検査する装置] 発明の要旨認定の問題、知財高判平成26. 5. 29平成25(ネ)10069 [ソレノイド駆動ポンプの制御回路] 発明要旨認定、知財高判平成26. 1. 30平成25(行ケ)10163 [帯電微粒子水による不活性化方法及び不活性化装置] 一致点相違点の認定、知財高判平成26. 1. 22平成25(行ケ)10087 [ローカル無線

ゾーン内の位置ベース情報の提供]一致点相違点。

V 対象発明と主引用例の間の技術的意義の差異を詳細に比較する裁判例 5件：

東京地判平成26.12.24平成25(ワ)4040 [ビタミンD及びステロイド誘導体の合成用中間体及びその製造方法]、知財高判平成26.11.4平成25(行ケ)10300 [炭化珪素半導体装置の製造方法] 技術思想が異なる、ただし阻害事由にも短く言及、知財高判平成26.10.16平成26(行ケ)10018 [システム・ファームウェアから記憶装置にアプリケーション・プログラムを転送するための方法及びシステム]、知財高判平成26.10.8平成25(行ケ)10301 [オーガ併用鋼矢板圧入工法]、技術思想が反対(甲1に接した業者であれば、オーガケーシングの中心を、鋼矢板の中心部に対して偏心させた配置をとることにより、先行掘削を不要にして、地盤掘削と鋼矢板の圧入を一度に行うことができるようにした甲1発明において、先行掘削を行う甲4に記載の事項を適用する動機付けは存在しない)、知財高判平成26.9.11平成26(行ケ)10002 [マッサージ機] 技術的思想が異なる、甲1発明と甲5発明は同じくマッサージ機に関するものではあっても、マッサージの方法が指圧筒の伸縮による特定箇所での指圧であるのか、膨縮機構の膨張による手部及び下腕部全体の空気圧でのマッサージによるのかという相違があり、技術的にみてマッサージの方法を異にする。

VI 引用例の組合せでは、対象発明は組み上がらない旨を判示すると思われる裁判例 12件：

知財高判平成26.12.17平成25(行ケ)10041 [金属製棚及び金属製ワゴン]、知財高判平成26.12.17平成25(ネ)10025 [金属製棚及び金属製ワゴン]、知財高判平成26.11.26平成26(行ケ)10079 [窒化ガリウム系発光素子]、知財高判平成26.11.20平成26(行ケ)10044 [電子装置へのアクセスを制御するマン・マシン・インターフェース]、知財高判平成26.9.25平成25(行ケ)10324 [誘電体磁器及びこれを用いた誘電体共振器]、知財高判平成26.9.25平成25(行ケ)10272 [物品搬送設備] 阻害事由についての判示もあるが、「念のため」という項目での判示のため、VIに分類した、知財高判平成26.9.10平成25(行ケ)10209 [動脈硬化予防剤、血管内膜の肥厚抑制剤及び血管内皮機能改善剤] 本願優先日当時においては、ACE阻害剤が血管内皮の収縮・拡張機能改善作用、血管内膜の肥厚抑制作用を示した実例はあるものの、ACE阻害剤であれば原則として上記作用のうち少なくともいずれか一方を有するとまではいえず、個々のACE阻害剤が実際にこれらの作用を有するか否かは、各別の実験によって確認しなければ分からないというのが、当業者の一般的な認識であったものと認められる。知財高判平成26.5.29平成25(行ケ)10200 [菜種ミールの製造方法]、知財高判平成26.7.17平成25(行ケ)10344 [サドル付き分水栓]、知財高判平成26.6.10

平成25(行ケ)10313 [高吸水高乾燥性パイルマット]、知財高判平成26.5.15平成25(行ケ)10328 [端面加工装置] 組み上がらない(ただし、引用例を組み合わせても、請求項発明の発明要素が欠落しているというのではなく、当該引用例の一部を請求項発明の課題解決手段にすると、発明が動作しないため、組み上がらないというもの)、東京地判平成26.3.26平成23(ワ)3292 [電池式警報器]、平成26.1.22平成25(行ケ)10092 [マッサージ機]。

VII 技術的貢献説 1件 :

知財高判平成26.5.26平成25(行ケ)10248 [排気ガス浄化システム]。

VIII その他 1件 :

知財高判平成26.12.24平成26(行ケ)10045 [骨代謝疾患の処置のための医薬の製造のための、ゾレドロネートの使用]。

IX 他要件 42件 :

知財高判平成26.12.4平成25(ネ)10103 [アイロンローラなどの洗濯処理ユニットへフラットワーク物品を供給するための装置]、知財高判平成26.12.25平成25(ワ)10151 [液晶表示装置]、東京地判平成26.12.19平成23(ワ)33365 [物体識別方法及び装置]、東京地判平成26.11.28平成25(ワ)24709 [ネット広告システム]、知財高判平成26.11.26平成25(行ケ)10241 [車両用監視装置]、知財高判平成26.11.26平成26(行ケ)10097 [扁平形非水電解質二次電池]、東京地判平成26.11.21平成26(ワ)14086 [内容証明を行う通信システム及び内容証明サイト装置]、知財高判平成26.10.9平成25(行ケ)10346 [水晶発振器と水晶発振器の製造方法]、知財高判平成26.11.10平成25(行ケ)10271 [アルコール飲料の風味向上剤及び風味向上法]、東京地判平成26.10.31平成25(ワ)9658 [建設廃泥の処理方法、侵害論のみの判示]、東京地判平成26.10.9平成24(ワ)15612 [疲労特性に優れたCu-Ni-Si系合金部材、侵害論のみの判示]、東京地判平成26.9.25平成25(ワ)31341 [パチンコ台取付装置] 均等論、東京地判平成26.9.25平成25(ワ)23584 [ネット広告システム] 侵害論のみ、知財高判平成26.9.24平成25(行ケ)10335 [雪下ろしロボット] 他要件、大阪地判平成26.9.18平成25(ワ)5744 [預かり物の提示方法] 均等論、東京地判平成26.9.11平成26(ワ)3672 [傾斜測定装置] 侵害論のみ、東京地判平成26.9.11平成25(ワ)19768 [労働安全衛生マネジメントシステム、その方法及びプログラム]、大阪地判平成26.9.4平成25(ワ)6185 [アクセス制御システム、アクセス制御方法及びサーバ]、知財高判平成26.9.10平成24(ネ)10091 [位置検出器及びその接触針]、知財高判平成26.9.3平成25(行ケ)10210 [単一の表面実装パッケージ中に実装される完全パワー

3 2017年について

[表]進歩性に関する裁判例の分類

all 110

	件数	割合%	類型の説明
I	9	8.2	I 単なる設計的事項等の論理付けに関する特許庁の審査基準に近いと思われる裁判例
II	67	61.0	II 「技術分野の関連性」「課題の共通性」「作用・機能の共通性」「引用発明の内容中の示唆」等から判断を行う点で、ほぼ特許庁の審査基準(動機付け)による処理に近いと思われる裁判例

マネジメントシステム]、知財高判平成26.8.7平成25(行ケ)10334[半導体装置の製造方法]侵害論のみ、東京地判平成26.7.24平成24(ワ)10746[プロジェクションナットの供給方法とその装置]、東京地判平成26.6.24[電子材料用銅合金及びその製造方法]新規性なし、東京地判平成26.6.24平成24(ワ)15614[電子材料用銅合金及びその製造方法]、東京地判平成26.6.6平成23(ワ)29178[ネットワークゲーム用サーバ装置、ネットワークゲーム進行制御方法及びネットワークゲーム進行制御プログラム]均等論、東京地判平成26.6.4平成24(ワ)16647[くつ下の製造方法]侵害論のみ、東京地判平成26.5.27平成24(ワ)28201[ダクタイル鋳物用溶融鋳鉄の溶製設備]、東京地判平成26.5.22平成24(ワ)14227[p型窒化ガリウム系化合物半導体の製造方法]侵害論のみ、東京地判平成26.5.22平成25(ワ)18288[多関節ロボット装置]均等論、知財高判平成26.4.24平成25(ネ)10110[子供の知的能力を発達させる練習用箸]侵害論のみ、大阪地判平成26.4.22平成22(ワ)3792[通気口用フィルター部材]侵害論のみ、東京地判平成26.4.17平成24(ワ)24256[鮭肉の保存方法]侵害論、東京地判平成26.3.25平成24(ワ)9695[無線通信システムにおけるアップリンクサービスのための利得因子の設定方法]、知財高判平成26.3.13平成25(ネ)10091[美顔器]侵害論、均等論、大阪地判平成26.3.13平成25(ワ)1470[松類の枯損防止用組成物及び防止方法]侵害論のみ、手続、知財高判平成26.2.26平成25(行ケ)10070[レンズ駆動装置]、知財高判平成26.2.26平成25(行ケ)10206[回転角検出装置]、知財高判平成26.2.26平成25(行ケ)10048[加圧下に液体を小出しする装置]、東京地判平成26.2.26平成25(ワ)5071[地盤強化工法]侵害論のみ、東京地判平成26.1.30平成21(ワ)32515[電話番情報の自動作成装置]均等論、知財高判平成26.12.25平成25(ワ)10151[液晶表示装置]、知財高判平成26.12.25平成25(ワ)10151[液晶表示装置]。

III	3	2.7	III 対象発明と主引用例の間の差異を埋める技術が周知技術である旨を述べて簡単に対象発明が容易想到であるとする裁判例(従来型)
IV	8	7.3	IV 発明要旨の認定の誤りの有無が判示の大半を占める裁判例
V	5	4.5	V 対象発明と主引用例の間の技術的意義の差異を詳細に比較する裁判例
VI	17	15.4	VI 引用例の組合せでは、対象発明は組み上げられない旨を判示すると思われる裁判例
VII	0	0	技術的貢献説
VIII	1	0.9	その他
IX	43	—	他要件

各類型の裁判例を脚注で紹介する³。

³ I 単なる設計的事項等の論理付けに関する特許庁の審査基準に近いと思われる裁判例 **9件**：

知財高判平成29.12.26平成29(行ケ)10029[エチレン-酢酸ビニル共重合体ケン化物ペレット群及びその用途]設計的事項、知財高判平成29.4.11平成28(行ケ)10176[分光光度計]設計的事項、知財高判平成29.3.28平成28(行ケ)10207[かけダイナミックバランスドスマホ、PC]設計的事項、大阪地判平成29.12.21平成28(ワ)1453[固体麴の製造方法]単なる最適化、知財高判平成29.10.25平成29(ネ)10093[分散組成物及びスキンケア化粧料並びに分散組成物の製造方法]単なる最適化、知財高判平成26.11.4平成26(行ケ)10046[ダイヤグラムリーフレット及びその作成方法]単なる設計的事項、知財高判平成29.2.23平成28(行ケ)10039[医療用複室容器]単なる設計的事項、知財高判平成29.2.23.平成28(行ケ)10099[円周分割パラボラアンテナと、太陽光追尾架台]単なる設計的事項、東京地判平成29.2.23平成28(ワ)10834[入力支援コンピュータプログラム、入力支援コンピュータシステム]単なる設計的事項。

II 「技術分野の関連性」「課題の共通性」「作用・機能の共通性」「引用発明の内容中の示唆」等から判断を行う点で、ほぼ特許庁の審査基準(動機付け)による処理に近いと思われる裁判例 **67件**：

知財高判平成29.10.13平成28(行ケ)10209[ルミネセンス検出方法]従来型+顕著

な効果なし、知財高判平成29.12.21平成29(行ケ)10058 [ランフラットタイヤ]、引例間 分野課題作用共通 なお顕著な効果の主張否定、東京地判平成29.12.25平成29(ワ)10742 [加熱処理システム、加熱調理器及び換気ファン装置] 課題共通(引用例間)、東京地判平成29.12.25日平成28(ワ)13003 [プレハブ式階段] 阻害事由、知財高判平成29.3.28平成28(行ケ)10148 [気体溶解装置] 阻害事由、引例間分野課題作用共通、なお顕著な効果の主張否定、知財高判平成29.12.21平成29(行ケ)10058 [ランフラットタイヤ]、知財高判平成29.12.21平成29(行ケ)10025 [金融商品取引管理装置、金融商品取引管理システム及びプログラム] 示唆、知財高判平成26.10.30平成25(行ケ)10244 [ダクティル鋳物用溶融鋳鉄の溶製設備] 一般的課題、知財高判平成29.10.25平成28(行ケ)10211 [エンボス模様を有する長尺材の製造方法] 示唆、知財高判平成29.10.25平成28(行ケ)10092 [分散組成物及びスキンケア用化粧品並びに分散組成物の製造方法] 示唆、知財高判平成29.12.21平成29(ネ)10027 [金融商品取引管理システムにおける金融商品取引管理方法、プログラム] 阻害事由、東京地判平成29.12.13平成27(ワ)23843 [生海苔異物分離除去装置における生海苔の共回り防止装置] 請求項発明と引用例発明の課題が異なる、知財高判平成29.9.27平成29(行ケ)10009 [ズボン] 一般的課題、知財高判平成29.11.29平成29(行ケ)10057 [ガス系消火設備用の消音機能を有する噴射ヘッド] 示唆、知財高判平成29.11.28平成28(行ケ)10277 [発光装置、面光源装置、表示装置及び光束制御部材] 阻害事由、知財高判平成26.11.4平成25(行ケ)10300 [炭化珪素半導体装置の製造方法] 阻害事由、知財高判平成29.11.7平成29(行ケ)10032 [導電性材料の製造方法、その方法により得られた導電性材料、その導電性材料を含む電子機器、発光装置、発光装置製造方法] 示唆、知財高判平成29.10.11平成28(行ケ)10274 [フッ素置換オレフィンを含有する組成物] 顕著な効果、阻害事由なし(原告主張の排斥のみ)、知財高判平成26.11.5平成26(行ケ)10061 [熱間圧延用複合ロール、熱間圧延用複合ロールの製造方法及び熱間圧延方法] 示唆なし、知財高判平成29.6.12平成28(行ケ)10168 [スロットマシン] 技術的意義は不明だが非容易想到、示唆がないとも考えうるのでここに位置付ける。知財高判平成29.9.21平成29(行ケ)10050 [航空機等用安全安心リチウム電池システム] 一般的課題、知財高判平成29.9.25平成28(行ケ)10264 [ショベル] 一般的課題(容易に推考できる) + 顕著な効果なし、知財高判平成29.9.12平成28(行ケ)10210 [太陽電池モジュール及びそれに適用されるリボン結合体] 同一技術分野、作用共通、知財高判平成29.3.16平成27(行ケ)10247 [紙オムツへの吸水剤の使用] 一般的課題、知財高判平成29.9.11平成28(行ケ)10056 [コーヒー飲料] 一般的課題、大阪地判平成29.8.31平成28(ワ)4167 [美肌ローラ] 一般的課題、知財高判平成29.8.29平成28(行ケ)10271 [ソーラーポスター] 一般的課題、知財高判平成29.8.22平成29(行ケ)10006 [ランフラットタイヤ] 記載(示唆)、知財高判平成29.8.29平成28(行

ケ)10162[ガス系消火設備用の消音機能を有する噴射ヘッド]作用技術分野共通、知財高判平成29.8.8平成28(行ケ)10273[ガス系消火設備用の消音機能を有する噴射ヘッド]請求項発明と引用例発明の課題共通、知財高判平成29.6.22平成2(行ケ)10224[位置検知装置]作用効果相違、知財高判平成29.8.3平成2(行ケ)10119[ワイパモータ]引用例間の課題共通、東京地判平成29.2.9平成27(ワ)18593[光配向用偏光照射装置及び光配向用偏光照射方法]一般的課題、知財高判平成29.5.30平成28(行ケ)10190[印刷物]課題相違、作用相違、知財高判平成29.5.17平成28(行ケ)10028[遊技機]引例間技術分野作用課題共通、知財高判平成29.5.17平成28(行ケ)10029[遊技機]引例間技術分野作用課題共通、知財高判平成29.5.17平成28(行ケ)10031[遊技機]引例間技術分野作用課題共通、知財高判平成29.5.17平成28(行ケ)10030[遊技機]引例間技術分野作用課題共通、知財高判平成29.6.14平成28(行ケ)10071[機密管理装置、機密管理方法、及びプログラム]阻害事由、知財高判平成29.6.15平成28(行ケ)10226[美顔器]引用例間技術分野作用機能相違、知財高判平成29.7.27平成28(行ケ)10202[曲げ可能な構造及び構造を曲げる方法]示唆、知財高判平成29.7.12平成28(行ケ)10146[低いコアフコシル化を有する抗体及び抗体誘導体を調製するための方法並びに組成物]組み上まらないという意味の示唆、知財高判平成29.7.4平成28(行ケ)10220[給与計算方法及び給与計算プログラム]示唆、東京地判平成29.4.19平成28(ワ)20818[連続具係止具とロール状連続具係止具]示唆、知財高判平成29.4.25平成28(行ケ)10106[タバコベースのニコチンエーロゾル発生システム]引例間課題作用共通、東京地判平成29.4.21平成26(ワ)34678[ピストン式圧縮機における冷媒吸入構造]阻害事由、知財高判平成29.4.18平成28(行ケ)10155[車両のための照明装置]示唆、知財高判平成29.4.12平成27(行ケ)10256[逆流防止装置]示唆、知財高判平成29.4.12平成28(行ケ)10061[入退室管理システム、受信器及び入退室管理方法]引用例間の技術分野の関連性及び課題の共通性、知財高判平成29.3.23平成28(行ケ)10101[ビタミンD及びステロイド誘導体の合成用中間体及びその製造方法]示唆、知財高判平成29.3.21平成28(行ケ)10186[摩擦熱変色性筆記具及びそれを用いた摩擦熱変色セット]示唆、知財高判平成29.2.7平成28(行ケ)10068[空気入りタイヤ]課題技術分野共通、知財高判平成29.3.14平成28(行ケ)10076[接合金具]阻害事由、知財高判平成29.3.14平成28(行ケ)10200[スチームトラップ]阻害事由、知財高判平成29.2.28平成28(行ケ)10103[摺線器]阻害事由、知財高判平成29.2.22平成27(行ケ)10190[油又は脂肪中の環境汚染物質の低減方法、揮発性環境汚染物質低減作業流体、健康サプリメント及び動物飼料製品]示唆、知財高判平成29.1.23平成27(行ケ)10010[極めて高い機械的特性値をもつ成形部品を被覆圧延鋼板、特に被覆熱間圧延鋼板の帯材から型打ちによって製造する方法]阻害事由、知財高判平成29.1.31平成27(行ケ)10201[容器詰飲料]

示唆、知財高判平成29. 2. 2 平成27(行ケ) 10249 [新規な葉酸代謝拮抗薬の組合せ療法]、知財高判平成29. 2. 2 平成28(行ケ) 10001・10018・10082 [新規な葉酸代謝拮抗薬の組み合わせ療法] 示唆、知財高判平成29. 2. 21 平成28(行ケ) 10102 [位置検出装置] 阻害事由、知財高判平成29. 1. 24 平成28(行ケ) 10080 [繊維ベール及びその製造方法] 阻害事由、知財高判平成29. 1. 18 平成28(行ケ) 10005 [眼科用清涼組成物] 示唆、知財高判平成29. 1. 17 平成28(行ケ) 10087 [物品の表面装飾構造及びその加工方法] 示唆、阻害事由、知財高判平成29. 12. 21 平成29(行ケ) 10024 [金融商品取引管理システムにおける金融商品取引管理方法、プログラム]、知財高判平成29. 5. 17 平成28(行ケ) 10120 [ワイパモータ] 一般的課題、東京地判平成29. 2. 16 平成28(ワ) 2720 [生海苔異物分離除去装置における生海苔の共回り防止装置] 引例間の技術思想が異なり組み合わせ不可(そのほか組み上がらない、引例と請求項発明の課題相違も)。

Ⅲ 対象発明と主引用例の間の差異を埋める技術が周知技術である旨を述べて簡単に対象発明が容易想到であるとする裁判例(従来型) **3件**：

知財高判平成29. 9. 26 平成29(行ケ) 10043 [3Dテレビ] 従来型、知財高判平成29. 5. 18 平成28(ネ) 10083 [治療用マーカー] 従来型、知財高判平成29. 3. 14 平成28(ネ) 10100 [魚釣り電動リール] 従来型(主引用例+周知技術)。

Ⅳ 発明要旨の認定の誤りの有無が判示の大半を占める裁判例 **8件**：

知財高判平成29. 12. 13 平成29(行ケ) 10044 [制御された照明を用いた微小藻類の発酵] 発明要旨、知財高判平成29. 1. 23 平成28(行ケ) 10022 [タンパク質からなる疣と新生物を溶解して除去できる薬物及びその用途] 発明要旨、知財高判平成29. 3. 28 平成28(行ケ) 10188 [既設管補修工法] 一致点相違点の認定のみ、知財高判平成29. 3. 27 平成27(行ケ) 10252 [浄化槽保護用コンクリート体の構築方法] 一致点相違点のみ、知財高判平成29. 3. 8 平成27(行ケ) 10167 [オキサリプラチン溶液組成物並びにその製造方法及び使用] 発明要旨認定のみ、知財高判平成29. 1. 18 平成27(行ケ) 10163 [発光ダイオード] 発明要旨認定、知財高判平成29. 3. 2 平成28(行ケ) 10175 [単磁区ナノ粒子の磁気共鳴イメージング] 発明要旨認定のみ、知財高判平成29. 2. 22 平成28(行ケ) 10033 [フッ素置換オレフィンを含有する組成物] 発明要旨認定(もっとも当事者の主張を排斥することに判決の全てを用いているため、より正確には当該判決で採用した判決の論理は不明である)。

Ⅴ 対象発明と主引用例の間の技術的意義の差異を詳細に比較する裁判例 **5件**：

東京地判平成29. 9. 14 平成27(ワ) 16829 [ヘルスコ・キューア] 技術的意義、「そうすると、乙37発明と乙38発明及び乙41発明とでは防蟻防虫作用の効果を奏するメカ

ニズムが全く異なる。また、乙40発明には、そもそもホウ酸に関する記載はない。そうすると、乙37発明の白蟻防除剤に、乙38発明及び乙41発明のホウ酸を使用することは当業者が容易に想到し得るとはいえない」、東京地判平成29.7.14平成28(ワ)1777 [生海苔異物分離除去装置における生海苔の共回り防止装置] 引用例間の技術的意義、東京地判平成29.7.21平成28(ワ)4529 [生海苔異物分離除去装置における生海苔の共回り防止装置] 引例間の技術思想が異なる、知財高判平成29.6.15平成28(行ケ)10214 [原動機付車両] 技術的意義(引例逆)、知財高判平成29.2.22平成28(ネ)10082・10229 [生海苔異物分離除去装置における生海苔の共回り防止装置] 引例間の技術的意義が逆。

VI 引用例の組合せでは、対象発明は組み上がらない旨を判示すると思われる裁判例 17件 :

東京地判平成29.12.25平成27(ワ)2862 [2-ベンゾイルシクロヘキサノン-1,3-ジオン]、知財高判平成29.10.5平成28(ネ)10074 [窒化ガリウム系化合物半導体発光素子]、知財高判平成29.1.18平成27(行ケ)10233 [透明不燃性シートからなる防煙垂壁]、知財高判平成29.1.18平成27(行ケ)10234 [透明不燃性シート及びその製造方法]、知財高判平成29.2.8平成28(行ケ)10100 [管状格子パターンを有するゴルフボール]、知財高判平成29.5.31平成28(行ケ)10150・10151 [多接点端子を有する電気コネクタ]、知財高判平成29.9.26平成28(行ケ)10263 [配線ボックス]、知財高判平成29.6.20平成28(行ケ)10044 [赤外線センサIC、赤外線センサ及びその製造方法]、大阪地判平成29.12.14平成26(ワ)6163 [システム作動方法]、知財高判平成29.11.28平成29(ネ)10060 [ピストン式圧縮機における冷媒吸入構造]、知財高判平成29.11.14平成28(行ケ)10219 [フラーレン誘導体の混合物、及び電子デバイスにおけるその使用]、知財高判平成29.10.26平成28(行ケ)10231 [ピストン式圧縮機における冷媒吸入構造] 主引用例の一部だけを抜き取ることは当該技術的意義を考え不可、知財高判平成29.9.19平成29(行ケ)10001 [鋼管ポール及びその設置方法]、知財高判平成29.9.11平成29(ネ)10040 [生海苔異物分離除去装置における生海苔の共回り防止装置]、東京地判平成29.4.27平成27(ワ)20109 [切断装置]、知財高判平成29.6.28平成29(ネ)10001 [生海苔異物分離除去装置における生海苔の共回り防止装置]、知財高判平成29.3.14平成28(行ケ)10172 [エンジン制御装置及びECUケース]。

VII 技術的貢献説 0件

VIII その他 1件 :

知財高判平成29.6.27平成28(行ケ)10169 [ナビゲーション装置及び方法] 示唆

(課題)。

IX 他要件 43件：

知財高判平成29.12.13平成28(行ケ)10267[光学的及び電磁気学的効果補助層の制御手法]新規性、知財高判平成29.12.7平成29(行ケ)10099[ホモログス薄膜を活性層として用いる透明薄膜電界効果型トランジスタ]他要件、知財高判平成29.11.30平成28(行ケ)10279[NK細胞活性化剤]国内優先権、知財高判平成29.11.30平成28(行ケ)10078[命令スレッドを組み合わせた実行の管理システム及び管理方法]他要件、大阪地判平成29.11.21平成28(ワ)7649[ウォーターサーバー用ボトル]侵害論のみ、東京地判平成29.10.30平成28(ワ)35182[携帯端末サービスシステム]均等論、知財高判平成29.7.27平成29(ネ)10016[オキサリプラチナムの医薬的に安定な製剤]侵害論のみ、東京地判平成29.7.27平成27(ワ)22491[ビタミンD及びステロイド誘導体の合成用中間体及びその製造方法]均等論、知財高判平成29.10.26平成28(行ケ)10215[鋼の連続鑄造用モールドパウダー]他要件、東京地判平成29.10.6平成28(ワ)39789[実時間対話型コンテンツを無線通信ネットワーク及びインターネット上に形成及び分配する方法及び装置]侵害論のみ、東京地判平成26.10.31平成25(ワ)9658[建設廃泥の処理方法]侵害論、知財高判平成29.9.27平成28(行ケ)10237[河川の上流部及び中流部における護岸の方法]明確性要件、大阪地判平成29.9.12平成28(ワ)6357[排液器]侵害論のみ、大阪地判平成29.8.31平成28(ワ)6400[美容器]侵害論のみ、知財高判平成29.1.18平成26(ネ)10032[発光ダイオード]侵害論のみ、東京地判平成29.1.31平成28(ワ)37954[デジタル格納部を備えた電子番組ガイド]侵害論のみ、東京地判平成29.1.27平成26(ワ)20319[盗難防止タグ、指示信号発信装置、親指示信号発信装置及び盗難防止装置]侵害論のみ、知財高判平成29.8.30平成28(行ケ)10170[累進屈折力レンズ]他要件、知財高判平成29.8.29平成29(ネ)10041[累進多焦点レンズ]侵害論のみ、知財高判平成29.1.20平成28(ネ)10046[オキサリプラチナムの医薬的に安定な製剤]登録延長、東京地判平成29.7.27平成28(ワ)35763[会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラム]均等論、大阪地判平成29.7.13平成27(ワ)12239[光硬化型樹脂を用いた付け爪の製造方法]他要件、知財高判平成29.7.11平成29(ネ)10034[オキサリプラチン溶液組成物並びにその製造方法及び使用]侵害論のみ、東京地判平成29.5.31平成28(ワ)7763[分断部分を有するセルフラミネート回転ケーブルマーカラベル]侵害論のみ、知財高判平成29.6.29平成28(行ケ)10064[ポリビニルアルコール系重合体フィルム他]サポート要件、知財高判平成29.4.17平成27(ネ)10114[医療用ガイドワイヤ]サポート要件、東京地判平成29.6.28平成28(ワ)5095[負荷試験機]侵害論、知財高判平成29.7.12平成29(ネ)10023[オキサリプラチナムの医薬的に安定

4 2015年について(参考資料)

[表]進歩性に関する裁判例の分類

all 124

	件数	割合%	類型の説明
I	9	7.3	I 単なる設計的事項等の論理付けに関する特許庁の審査基準に近いと思われる裁判例
II	59	47.6	II 「技術分野の関連性」「課題の共通性」「作用・機能の共通性」「引用発明の内容中の示唆」等から判断を行う点で、ほぼ特許庁の審査基準(動機付け)による処理に近いと思われる裁判例
III	18	14.5	III 対象発明と主引用例の間の差異を埋める技術が周知技術である旨を述べて簡単に対象発明が容易想到であるとする裁判例(従来型)
IV	9	7.3	IV 発明要旨の認定の誤りの有無が判示の大半を占める裁判例

な製剤、オキサリプラチン溶液組成物並びにその製造方法及び使用]侵害論、東京地判平成29.7.12平成28(ワ)14868[人脈関係登録システム、人脈関係登録方法及装置、人脈関係登録プログラムと当該プログラムを記録したコンピュータ読取可能な記録媒体]侵害論、知財高判平成29.5.23平成28(ネ)10096[ナビゲーション装置及び方法]侵害論のみ、東京地判平成29.4.27平成27(ワ)11434[骨折における骨の断片の固定のための固定手段装置]侵害論のみ、東京地判平成29.5.17平成25(ワ)10958[掘削装置]侵害論、知財高判平成29.4.27平成28(ネ)10103[オキサリプラチン溶液組成物並びにその製造方法及び使用]侵害論、知財高判平成29.4.18平成28(行ケ)10161[鋼矢板圧入引抜機及び鋼矢板圧入引抜工法]他要件、知財高判平成29.4.12平成28(行ケ)10059[携帯用電気切断機]他要件、最判平成29.3.24平成28(受)1242[ビタミンD及びステロイド誘導体の合成用中間体及びその製造方法]均等論、東京地判平成29.2.27平成26(ワ)8133[累進屈折力レンズ]侵害論、大阪地判平成29.2.20平成27(ワ)10267[水質自動監視装置及び低濃度毒性検知方法]侵害論のみ、東京地判平成29.2.10平成27(ワ)4461[金融商品取引管理システムにおける金融商品取引管理]均等論、東京地判平成29.2.27平成26(ワ)8134[累進多焦点レンズ]侵害論のみ、東京地判平成29.3.27平成26(ワ)15187[酢酸ビニル系重合体の製法、酢酸ビニル系重合体ケン化物の製法および樹脂組成物]職務発明対価請求事件、東京地判平成29.2.23平成28(ワ)13033[入力支援コンピュータプログラム、入力支援コンピュータシステム]侵害論のみ、知財高判平成29.2.22平成27(行ケ)10231[黒シヨウガ成分含有組成物]他要件。

V	5	4.0	V 対象発明と主引用例の間の技術的意義の差異を詳細に比較する裁判例
VI	12	9.7	VI 引用例の組合せでは、対象発明は組み上がらない旨を判示すると思われる裁判例
VII	6	4.8	技術的貢献説
VIII	6	4.8	その他
IX			他要件

5 2016年について（参考資料）

[表]進歩性に関する裁判例の分類

all 124

	件数		割合%	類型の説明
I	11		8.9	I 単なる設計的事項等の論理付けに関する特許庁の審査基準に近いと思われる裁判例
II	49		39.5	II 「技術分野の関連性」「課題の共通性」「作用・機能の共通性」「引用発明の内容中の示唆」等から判断を行う点で、ほぼ特許庁の審査基準（動機付け）による処理に近いと思われる裁判例
III	16		12.9	III 対象発明と主引用例の間の差異を埋める技術が周知技術である旨を述べて簡単に対象発明が容易想到であるとする裁判例（従来型）
IV	13		10.5	IV 発明要旨の認定の誤りの有無が判示の大半を占める裁判例
V	11		8.9	V 対象発明と主引用例の間の技術的意義の差異を詳細に比較する裁判例
VI	20		16.1	VI 引用例の組合せでは、対象発明は組み上がらない旨を判示すると思われる裁判例
VII	2		1.6	VII 技術的貢献説
VIII	2		1.6	その他
IX				他要件